

協議第12号

平成15年7月10日確認

各種事務事業の取扱い(電算システム関係)について

各種事務事業の取扱い(電算システム関係)について別紙のとおり提出する。

平成15年7月10日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25.各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	電算システム事業については、合併時に支障なく適切な住民サービスが確保できるよう、情報通信ネットワークの構築と基幹的な情報システムの統合・整備を図るとともに、新市においては、情報化推進計画を策定のうえ、新たなシステムを整備するなど、段階的に充実を図る。
関係項目	電算システム関係		

合併時稼働をめざすネットワーク・システム等	先進地事例
1. 情報通信基盤 2. 住民基本台帳利用システム群 3. 福祉・保健・医療システム群 4. 戸籍情報システム群 5. 財務会計システム群 6. 人事・給与等職員情報システム群 7. 公開情報システム群 8. 情報機器の統合・配置	(1) 西東京市 当面両市の既存の電算システム(ホストコンピューター及びシステム)を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。但し、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。 (2) 篠山市 電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。 (3) 周南市 新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。